

研究開発段階の遺伝子組換え生物等の第一種使用規程承認等に 係る学識経験者からの意見聴取について

平成 17 年 5 月 19 日
改正平成 17 年 7 月 1 日
文部科学省研究振興局
環境省自然環境局

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 4 条第 4 項及び第 7 条第 2 項（法第 9 条第 4 項で準用する場合を含む。）に基づく学識経験者からの意見の聴取のうち、研究開発段階の遺伝子組換え生物等に係るものについては、以下の手順により行うものとする。

- 1 申請者から文部科学大臣及び環境大臣に対して、第一種使用規程についての承認申請があった際には、文部科学省研究振興局長（以下「研究振興局長」という。）及び環境省自然環境局長（以下「自然環境局長」という。）は共同で、文部科学大臣及び環境大臣が公表した名簿に掲げられている者の中から、申請された第一種使用規程に基づき第一種使用等をする遺伝子組換え生物等の特性に関し知見を有する専門家及び遺伝子組換え生物等の第一種使用等によって影響を受ける可能性のある生物、生態系等に関し知見を有する専門家を選定し、それらの専門家からなる会合（以下「会合」という。）を開催して学識経験者の意見を聴取することとする。
- 2 研究振興局長及び自然環境局長は、会合に出席を依頼する者の中からあらかじめ主査を指名する。主査は会合の議事運営に当たる。ただし、主査に事故ある時は、会合に出席を依頼する者の中から主査があらかじめ指名する者が、議事運営を代行する。
- 3 会合の議事、資料及び議事録については、原則公開とする。ただし、個人の秘密及び申請者等の知的財産権が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合には非公開とする。
- 4 研究振興局長及び自然環境局長は、必要に応じ、会合に文部科学大臣及び環境大臣が作成した名簿に掲げられている者以外の者の出席を求めることができる。
- 5 主査は、会合における専門家の意見をとりまとめ、研究振興局長及び自然環境局長に報告することとする。
- 6 会合の庶務は、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課及び環境省自然環境局野生生物課が共同して行うこととし、各学識経験者との連絡等主たる事務は、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課が担当する。
- 7 会合出席に係る旅費又は謝金は、文部科学省と環境省で会議の開催ごとに交互に支払いを負担することとする。